

関係各位

インフルエンザ流行警報の解除について

- 県内で 2010 年第 3 週 (1/18~1/24) のインフルエンザ患者の定点報告数が「5.88 人」(県全体の平均値/速報値)となり、3 週連続で警報継続基準値 (定点当たり 10 人) を下回ったほか、保健所管内毎に見ても継続基準値を上回っている地域は 2 カ所 (宮古、釜石) のみとなったことから、本日をもって県全域を対象とした流行警報を解除します。

【参考】

県内 64 の定点医療機関から毎週患者数の報告を受け、1 定点当たりの報告数が 10 人を超えると注意報、30 人を超えると警報を発令し、警報発令後は継続基準値の 10 人を下回るまで警報を継続。

- なお、報告数は減少しているものの依然として感染の危険性があることや、全国的には流行が一時的に下火になった後、再び感染が拡大して警報レベルを上回っているところもあることなどから、感染予防対策の励行や適切な受診行動について、下記のとおり県民に呼びかけております。

～ 県民の皆様へ ～

定点医療機関を受診したインフルエンザ患者数が全県平均で「5.88 人」(速報値)となり、3 週連続で警報継続基準値 (定点当たり 10 人) を下回ったほか、保健所管内毎に見ても継続基準値を上回っている地域は 2 カ所 (宮古、釜石) のみとなったことから、本日をもって県全域を対象とした「インフルエンザ流行警報」を解除します。

なお、報告数は減少しているものの依然として感染の危険性があることや、全国的には流行が一時的に下火になった後、再び感染が拡大して警報レベルを上回っているところもあること、感染拡大に伴い基礎疾患を有しない方が重症化した事例もあることなどから、今後とも下記の事項を心がけていただきますようお願いします。

また、本日から、希望する全ての県民の方が新型インフルエンザワクチンの接種を受けられるようになりましたので、ワクチンの有益性とリスクを御理解いただいたうえで、接種を希望される方は、かかりつけの医療機関又は県のホームページ等でお知らせしている接種可能医療機関にお問合せください。

感染予防対策

- 十分な栄養と睡眠及び休養をとること。
- 手洗い、うがいを励行すること。
- 室内の温度、湿度を十分に保ち、乾燥に気をつけること。
- 不要不急の外出を自粛すること。
- 外出する場合は人込みを避ける (人込みではマスクを着用する) こと。

※ 今回の新型インフルエンザのワクチン接種は重症化の防止を目的としており、感染防止の効果は保証されていないため、接種した場合でも引き続き感染防止対策を取る必要があります。

受診の仕方

- インフルエンザのような症状で医療機関を受診する場合は、院内感染を防止する観点から事前に電話等で連絡し、その指示を受けた後、マスクを着用して受診すること。
- 休日、夜間の診療体制を維持するため、できるだけ平日の日中に受診すること。
ただし、呼吸困難、嘔吐、意識がもうろうとしているなど重症化の兆候が見られた場合は、速やかに医療機関を受診すること。